

公益通報窓口の設置について

公益財団法人日本レスリング協会（以下「本協会」という。）は、公益通報者保護規定の施行に伴い、公益通報保護制度を整備し、公益通報の窓口を次のとおり設置しています。公益通報保護制度は、本協会において職員および協会登録者等からの個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報した場合の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図ることを目的とした制度です。なお、公益通報の外部窓口も併設している趣旨は、法律の専門家による外部の窓口を設け、もって適切な内部通報の事務処理体制を確保することにあります。

日本レスリング協会事務局へ通報する場合の窓口（通報窓口）

窓 口 公益通報処理担当者
メールアドレス tsuho-wrestling@jpnwrestling.or.jp

上記の窓口以外に通報する場合の窓口（外部窓口）

窓 口 公益通報窓口担当弁護士
郵 送 先 〒103-0022
東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号室町東三井ビルディング18階
菊地綜合法律事務所
電 話 番 号 03-5204-6707（受付平日9：30～17：30）
メールアドレス jwfkoueki@kikuchi-law.gr.jp

通報者の範囲

- 通報者の範囲は以下のとおりです。
 - ・本協会職員就業規則に規定する職員
 - ・本協会登録規定に基づき本協会に役員・競技者と登録された者
 - ・本協会と請負契約等その他の契約をしている事業等に従事する関係者

通報の対象

- 法令違反行為及び本協会倫理規定第4条各号に定めるものです。
なお、公益通報窓口は、一般的なご意見、要望、苦情、法律相談といったものを取り扱う窓口ではありませんので、その旨ご留意ください。

通報する場合の留意事項

- 通報は匿名でも可能ですが、できるだけ氏名、所属及び連絡先を明示していただきたくお願いいたします。なお、匿名による通報の場合は、本協会から、通報受領通知、通報された事項について調査が必要な場合の今後の対応に関する通知等は行われず、また事実調査が困難となる可能性がありますので、その旨ご留意ください。
- 本協会からお願いした資料等が提出されない場合は、対応が継続できない可能性がありますので、その旨ご留意ください。

匿名の取扱い

- 氏名を明記しない場合（匿名通報）であって、通報対象事実があると信じるに足る相当な根拠を示して行われるものについては、通報に準じて調査の実施及び調査結果に基づく措置を行います。

通報者の保護

- 通報をした者は、通報をしたことで不利益な取り扱いを受けることはありません。